



WEST PENINSULA
HOTEL

West Peninsula Hotel（ウェストペニンシュラホテル）

法人会員約款

第 1 条（総則）

本約款は株式会社アイ・ブロードキャストが運営・管理する会員制組織である

「West Peninsula Hotel（ウェストペニンシュラホテル）」（以下、「当施設」という）を利用する「West Peninsula Hotel（ウェストペニンシュラホテル）の会員」（以下、「本会員」という）について定めたものとする。

第 2 条（目的）

West Peninsula Hotel（ウェストペニンシュラホテル）を利用するお客様に対し、更なる愛顧をいただくために、相互信頼のもと、心地よいおもてなしとサービスを提供する会員制度であることを目的とする。

第 3 条（会員資格）

1. 法人の方を対象に当社審査の上、入会、利用できる。
2. 本会員の皆が安心して利用頂くため、審査は弊社独自の基準（非公開）を設ける。
3. 入会の拒否、または本会員資格取消の権利は当社が有する。
4. 本会員は、本約款に同意のうえ所定の入会手続きを完了された方をいう。

第 4 条（入会金及び年会費）

1. 2019年4月1日より2020年3月31日の期間に法人会員登録される場合は入会金、年会費は発生しないものとする。
2. しかしながら法人会員の入会金、年会費は当社の判断、その時節、および周囲を取り巻く経済情勢、状況により2020年3月31日以降に登録される法人会員様には発生することがある。
3. 原則、入会金、年会費は退会されても返金されない。

第 5 条（永久会員）

1. 審査基準を満たした本会員は退会するまで永久会員とする。
2. 本会員には法人（または部署）ごとに予約専用メールアドレスの発行をする。
3. 本会員は登録時の内容等に虚偽なく、一切の責任を負うものとする。

第 6 条（入会申し込み）

1. 法人会員入会申込書は、申込みをする法人（または部署）ごとに必要事項を記入し、社判および代表印等、捺印し、届け出を行う。
2. 当社が別途に定めた「個人情報の取扱いに関する同意条項」は入会申込書の提出をもって、同意いただいたものとする。詳細は <http://www.westpeninsula.com> の「プライバシーポリシー」をご覧ください。

第 7 条（会員サービスの対象の範囲）

1. 本法人会員権利は法人会員の社員およびそのご家族、ご友人等が利用できるものとし、ご利用時に必ず本法人会員がいることを条件とする。

第 8 条（法人会員特典）

1. 本会員は当施設が業務提携をしている様々な会員特典を利用することができる。
（会員特典の詳細は、West Peninsula Hotel ウェストペニンシュラホテルの WEB サイト <http://www.westpeninsula.com> から確認いただけます。）

第 9 条（施設の利用）

1. 本法人会員と施設利用者は当施設が別途用意する施設利用規約を順守するものとします。
1. 本法人会員が当施設を利用する際は予約専用メールアドレスから予約行う。
（団体等の場合は直接ご連絡下さい）
2. 本法人会員ご確認のため、当施設を利用する際に会員番号、名刺等を当方より確認させていただく場合がある。

第 10 条（お支払いの方法）

1. 当施設でのご利用料金は、全てクレジットカード、各種電子マネー等で代金を支払うものとする。現金での取り扱いはございません。

第 11 条（会員権利の貸与・譲渡・相続）

1. 本法人会員権利は他人に貸与・譲渡・相続することはできないものとする。

第 12 条（法人会員入会の断り）

下記のいずれかに該当する方は、入会を拒否することができる。

1. 登録いただいた内容に虚偽があった場合
2. 当施設の宿泊又はレストラン等で代金支払い遅延等トラブルがあった場合
3. 次に挙げる「反社会的勢力」に該当する場合
 - (1) 指定暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」により都道府県公安委員会が指定した暴力団）の構成員・準構成員、その他の暴力団・暴力団員（暴力団 の構成員・準構成員）、暴力団関係企業（フロント企業・舎弟企業、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体）、準暴力団
 - (2) 総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (3) 破壊活動、暴力的活動又は要求行為を行う個人又は団体・集団
 - (4) 法的な責任を超えた悪質な要求行為、一方的に不買運動若しくは風説を流布する行為を行う個人又は団体・集団
 - (5) 偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は業務を妨害する行為を行う個人又は団体・集団
 - (6) 当社との取引（予約、利用、支払、付帯サービス等 含む）に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う個人 又は団体・集団
 - (7) その他、当社あるいは各事業所で定めた個人・団体
4. 前項に準ずる者、また前項に類する団体や組織に関与していると思われる場合若しくは密接交際者
5. 刑事事犯による手配、逮捕、検挙、起訴、有罪判決のあった場合
6. 暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺及びこれに類する行為のあった場合
7. 当施設の宿泊約款又は施設利用規則等を遵守いただけない場合
8. 当社が会員として相応しくないと判断した場合
9. その他社会通念上相当と考えられる事由のある場合

第 13 条（退会）

1. 退会する場合には、当社に連絡を取り必要な手続きを行う。
2. 前項の手続きの完了をもって退会とする。
3. 本法人会員は退会手続きに関して一切の責任を負うものとする。

第 14 条（会員資格の失効・除名）

1. 下記のいずれかに該当する場合は、会員資格の失効をする。
 - (1) 第 12 条のいずれかの事項にあたる場合
 - (2) 各会員約款の定める会員資格の失効・除名の条項に抵触する場合

- (3) 会員の信用状況に重大な変化があった場合
- (4) 会員特典以外の権利の主張や不当要求のあった場合
- (5) 転居、転職等にて当社から会員に対して一切の連絡ができなくなった場合
- (6) その他上記に準じる事由のある場合

2. 前項のうち当社が会員として相応しくないと判断した場合は、会員資格を除名させていただきます。会員資格を除名された場合、原則として再入会は認められません。

第 15 条（会員資格の取り消し）

1. 本法人会員約款に準じず、やむを得ず会員資格を失効した場合は遅滞なく退会の手続きを行う。
2. 本法人会員資格が他人に使用されたことによる被害については、当該会員の故意又は過失の有無にかかわらず、当社では一切の責任を負わないものとする。
3. 本法人会員権の発行権利は、株式会社アイ・ブロードキャストが有し、独自の判断により、会員権の消去等を要請することができるものとする。

第 16 条（諸手続き）

1. 下記のいずれかに該当する場合は、本法人会員から当社へご連絡のうえ、所定の手続きを行って頂く。
 - (1) 他人による会員資格盗用などによる被害が生じたとき
 - (2) 入会申込書の記載事項についての変更
 - (3) 退会
2. 前項の届出がないため、通知又は送付書類その他のものが延着し又は到着しなかったことにより、会員に不利益が生じた場合には、当社はその責を負いません。

第 17 条（その他）

1. 当社は、諸般の事情により、本法人会員制度を終了する場合がある。
2. 本約款、特典は諸般の事情により予告なく変更する場合がある。
3. 本約款、特典の変更は、公表した時点で、変更後の内容を有効とする。

附則

本約款は、平成 31 年 4 月 1 日から施行いたします。

【お問合せ】 West Peninsula Hotel（ウェストペニンシュラホテル）
〒294-0307 千葉県館山市波左間 588
電話 (0470)29-5558(代表)